

# 令和5年第3回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和5年11月6日（月）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員の紹介

4 議 事

審議事項

（1） 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について

【資料1-1・1-2・1-3】

（2） 令和5年度国民健康保険特別会計12月補正予算について

【資料2】

5 その他

6 閉 会

令和5年度当初予算案 2億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- **子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。**

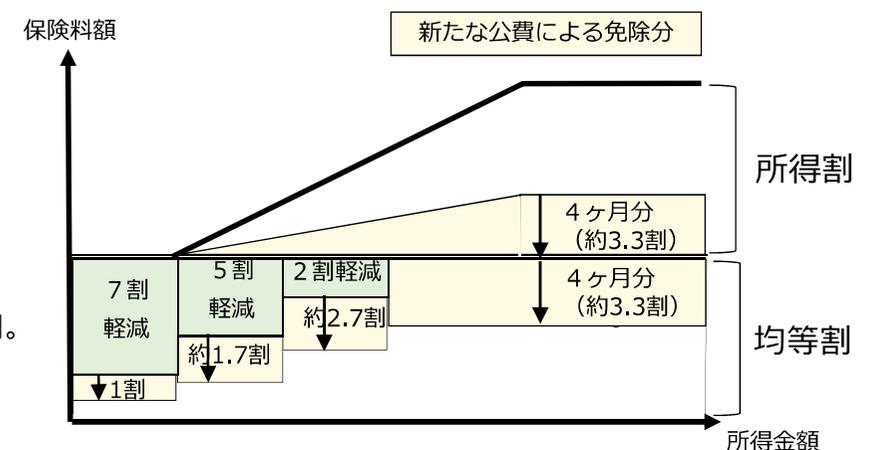
（参考）健保法等改正法 参議院附帯決議（令和3年6月）

国民健康保険については、被用者保険と異なり（略）産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

## 2 事業の概要・実施主体等

- 対象は、出産する被保険者とする。  
※ 出産育児一時金支給件数：76,943件（令和2年度国民健康保険事業年報）
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額（公費）4億円  
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）  
※ 令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。
- 施行時期：令和6年1月（予定）

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】



## 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成18年本庄市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日。第24条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額

額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第69号議案</p> <p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第69号議案</p> <p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日。第24条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割</u></p>

額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2～第24条の2 略

第23条の2～第24条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条～第27条 略

第25条～第27条 略

## 内容

○ 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（出産被保険者）に係る国民健康保険税の減額措置

・ 国民健康保険税について、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額することとし、減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月（出産予定月）の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る金額とします。ただし、多胎妊娠の場合は、3月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る金額とします。（第23条関係）

○ 出産被保険者に係る届出

・ 出産被保険者が世帯に属する場合において、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者に係る届出を市長に提出しなければならないこととします。ただし、市長が当該出産被保険者について明らかにすべき事項を確認することができる場合は、届出を省略させることができるものとします。（第24条の3関係）

◆ 施行期日・経過措置

・ 施行期日：令和6年1月1日

・ 経過措置：令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年度国民健康保険特別会計予算総括表(12月補正案)

歳入				(単位:千円)						
項	目	当初予算	9月補正	12月補正	予算現額	説明				
保険税	一般	現年度分	医療	1,097,097		1,097,097	◆ 国民健康保険税率			
			支援	381,907		381,907	区分	医療分	支援分	介護分
			介護	143,136		143,136	均等割	19,500 円	9,900 円	12,400 円
		過年度分	医療	33,392		33,392	平等割	16,000 円		
			支援	12,492		12,492	所得割	6.9 %	2.9 %	2.7 %
			介護	6,602		6,602	資産割	20.0 %		
	退職	現年度分	医療	0		0	賦課限度額	650,000 円	220,000 円	170,000 円
			支援	0		0	◆ 加入状況(令和5年10月1日現在)			
			介護	0		0	区分	一般被保険者(加入割合)	市全体	
		過年度分	医療	15		15	世帯数	11,005世帯 (30%)	36,158世帯	
			支援	6		6	加入者数	16,819 人 (22%)	77,361 人	
			介護	6		6				
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1		1	※1					
	【新】健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	265		265	※2					
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,600,250		5,600,250	市が支払う保険給付費分が交付されるもの				
		特別交付金	77,465		77,465	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの				
財産収入		5		5	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子					
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	200,008		200,008	低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの				
		保険者支援分	132,944		132,944	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの				
	未就学児均等割保険税	3,541		3,541	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの					
	職員給与費等	136,667	-8,148	2,750	131,269	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの				
	出産育児一時金等	17,666			17,666	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの				
	財政安定化支援事業	23,524			23,524	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの				
国民健康保険財政調整基金繰入金		110,187			110,187	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの				
繰越金		1		32,022	32,023	前年度繰越金				
諸収入	延滞金	2,412			2,412	保険税延滞金				
	過料	1			1	条例に違反した場合に科せられる罰則金				
	雑入	第三者納付金	5,001			5,001	第三者行為求償金			
		不当利得返納金	3			3	資格喪失後受診等による医療費の返納金			
保険課雑入		1			1	雑入				

歳入総額	7,984,595	-8,148	34,772	8,011,219
------	-----------	--------	--------	-----------

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

※2 出産育児一時金の引上げに伴い、出産育児一時金の支給1件当たり5,000円を国が補助するもの

歳出				(単位:千円)					
項	目	当初予算	9月補正	12月補正	予算現額	説明			
総務費	一般管理費	一般管理給与費	92,655	-9,468		83,187	国保事務に従事する職員の給与		
		一般事務費	9,829	1,320	2,750	13,899	国保事業の運営全般に係る経費		
		国保事務電算処理委託事業	16,500			16,500	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料		
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,048			1,048	国保連合会に納付する保険者負担金			
	賦課事業	6,996			6,996	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等			
	徴収事業	4,767			4,767	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等			
	運営協議会事務費	644			644	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金			
	趣旨普及事務費	4,228			4,228	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等			
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,815,883			4,815,883	被保険者の医療費のうち保険者負担分	
			退職被保険者	1			1		
療養費		一般被保険者	52,789			52,789	被保険者の柔道整復、治療用器具等に係る費用のうち、保険者負担分		
		退職被保険者	1			1			
診療報酬請求明細書審査事務費		12,162			12,162	レセプトの審査支払手数料等			
高額療養費		一般被保険者	718,112			718,112	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの		
		退職被保険者	1			1			
高額介護合算療養費		一般被保険者	1,200			1,200	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの		
		退職被保険者	1			1			
移送費		100			100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの			
出産育児一時金交付金	26,500			26,500	1児につき50万円を限度として支給するもの				
出産育児一時金支払手数料	12			12	直接支払制度における支払手数料(1件210円)				
葬祭費交付金	7,500			7,500	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの				
傷病手当金	1,300			1,300	※3				
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,382,042			1,382,042	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの		
		退職被保険者	15			15			
	後期支援分	一般被保険者	537,472			537,472			
		退職被保険者	6			6			
介護納付金分	186,399			186,399					
その他共同事業拠出金		2			2	退職者医療共同事業への拠出			
保健事業費	保健事業事務費	3,412			3,412	医療費通知の郵送料(年6回)			
	人間ドック助成金	14,355			14,355	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金			
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,705			2,705	はにほんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用			
	データヘルス事業	322			322	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用			
	糖尿病性腎症重症化予防事業	3,208			3,208	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用			
特定健康診査等事業費	65,040		3,630	68,670	特定健診・保健指導に要する費用				
国民健康保険財政調整基金積立金		5			5	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金			
諸支出金	保険税還付金	14,380			14,380	保険税の還付金			
	返還金	3		28,392	28,395	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等			
予備費		3,000			3,000	緊急的な支出に対応するための費用			

歳出総額	7,984,595	-8,148	34,772	8,011,219
------	-----------	--------	--------	-----------

※3 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金